

## 軽自動車ディーラーにおける使用済自動車の判断基準について

平成21年3月2日  
(社)全国軽自動車協会連合会

1. 全国のディーラーの中からブロックの異なる8社に、使用済自動車の判断基準について、自由記入方式のアンケートを実施した。
2. 入庫した中古車を商品車とするか使用済自動車とするかは、各ディーラーが独自に判断しており、アンケート結果を漏れなく整理分類すると次のとおりであった。地域的な偏りは特に見られなかった。

### 自走不能

- ・修理不能の事故車(7社)
- ・水没した車(1社)
- ・駆動部分の修理に多額の費用がかかる車(7社)

### 車両状態不良

- ・腐食等で外装が著しく傷んでおり、修理に多額の費用がかかる車(4社)
- ・年式相応以上に外装が傷んでいる車(1社)
- ・初度登録後10年以上で、異臭又は腐食の甚だしい車(1社)

### 極低年式

- ・年式が12年以上前の車(1社)
- ・初度登録後15年を経過している車(2社)
- ・低年式で車検切れの車(1社)

### 多走行

- ・走行距離15万km以上の車(3社)
- ・多走行により再販不可能と判断される車(1社)

### 低価値

- ・査定価格のない車(3社)
- ・事故修理の費用が大きい車(1社)
- ・オークションで価値がつかないと判断される車(1社)
- ・オークションで2回流札した車(2社)

### 輸出不可能

- ・輸出できない車(1社)

### ユーザーの希望

- ・ユーザーが解体を希望した車(7社)